

就労移行支援とは

事業内容

企業等への就職を希望する65歳未満の障害のある方(精神障害、発達障害、身体障害、知的障害、難病、その他)で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方に対して、以下の支援を行います。

- 就職に関する相談や支援
- 職業適性の確認、一般就労に必要な力を付けるための訓練
- 適性に合った職場の開拓
- 求職活動に関する支援
- 就職後における職場への定着のために必要な相談など

利用期間

原則2年(市町審査会で認められた場合に限り、最大1年の更新可能)

利用料

障害福祉サービスの自己負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯(注1)	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円(注2)未満) ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除きます(注3)。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

(注1) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

(注2) 収入が概ね600万円以下の世帯が対象になります。

(注3) 入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

※詳しくは、お住まいの市町障害福祉課にご相談ください。